

令和8年3月6日

石川県生活環境部環境政策課

白山市市民生活部環境課

D I C株式会社北陸工場（白山市）の周辺井戸における 水質調査結果について（第2回判明分）

令和8年2月17日に、D I C株式会社から県及び白山市に対し、同社北陸工場敷地内の地下水から、国の指針値を超過したPFOS及びPFOAが検出された旨の報告がありました。

※国の指針値

- ・PFOS 及びPFOA の合算値 50 ng/L 以下 (ng (ナノグラム)は10億分の1グラムを表す単位)
- ・指針値は、体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2L飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと推定されるレベル

その報告を受け、白山市では、同敷地内の超過井戸から概ね500mの範囲内にある井戸の有無及び利用実態、水質調査希望の有無についての調査を行い、県では、調査希望のあった67井戸で水質調査を行っています。

※新規の調査希望を受け、水質調査井戸数は66井戸（3月3日公表時点）から1増加。

このうち、2月21日までに採水を行った53井戸の調査結果については、3月3日に公表したところです。（指針値超過井戸：19井戸（うち飲用井戸：2井戸））

本日、新たに2月25日に採水を行った11井戸の調査結果が判明し、そのうち3井戸から指針値を超過（最大で指針値の5.2倍）するPFOS及びPFOAが検出されました。この3井戸はいずれも飲用としては利用されていないことを確認しております。指針値を超過した井戸については、引き続き飲用を控えていただきますようお願いいたします。

残りの分析中の3井戸の水質調査結果については、判明次第改めてご報告します。

なお、今回判明した指針値超過井戸から概ね500mの範囲は、これまでの調査範囲内に含まれています。このため、今回の結果を受けた調査範囲の拡大はありません。

○ 水質調査結果（第2回判明分 11井戸）

| 調査エリア※ | 調査井戸数 | 指針値超過 井戸数 | PFOS 及び PFOA 合算値 (ng/L) |
|--------|-----------|--------------|----------------------------|
| A | 0 (0) | 0 (0) | — (—) |
| B | 6 (2) | 1 (0) | 5未満～120 (—) |
| C | 2 (1) | 1 (0) | 7～260 (—) |
| D | 3 (0) | 1 (0) | 5未満～120 (—) |
| 合計 | 11 (3) | 3 (0) | 5未満～260 (—) |

() は飲用井戸で内数

※ 調査エリア

白山市湊町（D I C北陸工場の超過井戸から概ね500mの範囲内）

<参考> （これまでの判明分 64井戸※¹）

| 調査エリア※ | 調査井戸数 | 指針値超過 井戸数 | PFOS 及び PFOA 合算値 (ng/L) ※ ² |
|--------|------------|--------------------------|---|
| A | 1 (0) | 1 (0) | 140 (—) |
| B | 37 (21) | 10 (2) ※ ³ | 5未満～160 (120、160) |
| C | 15 (7) | 6 (0) | 5未満～260 (—) |
| D | 11 (3) | 5 (0) | 5未満～180 (—) |
| 合計 | 64 (31) | 22 (2) | 5未満～260 (120、160) |

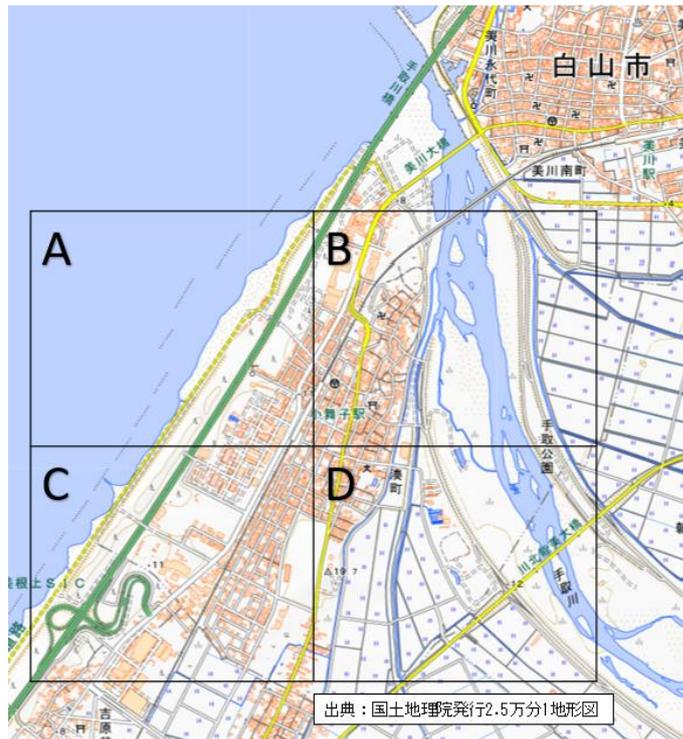
※¹ 第1回判明分53井戸（3月3日公表）、第2回判明分11井戸（3月6日公表）の合計

※² 超過井戸の濃度範囲 (ng/L)

Aエリア 140、Bエリア 63～160、Cエリア 68～260、Dエリア 77～180

※³ 指針値を超過したBエリアの2世帯は水道を併用

PFOS 等が指針値を超過した井戸を含むエリア



※石川県水質測定計画に定める井戸所在メッシュ（一辺約1km）で表示

問合せ先【県及び白山市 平日 9:00～17:00】

○健康相談以外に関すること

県生活環境部環境政策課 電話 076-225-1491
白山市市民生活部環境課 076-274-9538

○健康相談に関すること

石川中央保健福祉センター健康推進課
076-275-2250

南加賀保健福祉センター健康推進課
0761-22-0796

白山市健康福祉部いきいき健康課
076-274-2155

問合せ先【D I C株式会社】

本社 コーポレートコミュニケーション部
03-6733-3033

(参考)

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）について

- ・有機フッ素化合物の一種であり、PFOSについては、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOAについては、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきました。
- ・現在は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき製造・輸入等を原則禁止しています（PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年）。
- ・健康への影響について、コレステロール値の上昇、発がん、免疫等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響がでるのかについては十分な知見はありません。国内において、PFOS、PFOA の摂取が主たる要因とされる健康被害が発生したという事例は確認されておりません。
- ・環境省は、令和7年6月に、PFOS 及び PFOA について、内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、水道における「水質基準」を新たに設定し（令和8年4月1日施行）、水環境中（公共用水域や地下水）の「指針値（暫定）」を「指針値」に見直しました（いずれも PFOS と PFOA の合算値で 50ng/L 以下）。
- ・これにより、水環境中の指針値超過の対応として、地域の実情に応じて、飲用摂取の防止、継続的な監視調査、汚染範囲の把握等の追加調査等を行うことが期待されます。

環境省「PFASハンドブック」（令和7年12月）の記載内容をもとに作成